

平成26年第17回教育委員会会議録

日時：平成26年11月18日（火）

午後3時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員長	石井雅子
	職務代理者	坪井守
	委員	松本昭彦
	委員	庄山昭子
	教育長	石川博之

出席者

教育次長	川合陽一郎
教育事務調整担当参事（兼）教育総務課長	國分靖久
教育総務課経理・指導担当副参事（兼） 経理・指導担当主幹・香良洲教育事務所	家城覚
学校教育課長	森昌彦
教育研究支援課	土性孝充
生涯学習課青少年担当副参事 （兼）青少年センター所長	中谷初男
生涯学習課公民館事業担当副参事（兼） 中央公民館長	竹内正巳
津図書館長（兼）津図書館図書事務長	高橋祥公

石井委員長 それでは、本日の議案の概要説明をお願いします。

教育次長

教育次長 それでは、本日の議案でございますが、議案第42号 平成26年度津市一般会計補正予算（第6号）＜教委所管分＞について、議案第43号 平成27年度小中学校教職員人事異動基本方針について、議案第44号 津市立幼稚園保育料徴収条例の全部の改正について、議案第45号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、4件の議案について、御審議をお願いします。

石井委員長 本日の議案はお手元の事項書のとおり、議案第42号から議案第45号までの議案4件です。議案第42号から議案第45号の議案4件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第2号の規定に該当するため非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第42号から議案第45号の4件につきましては、非公開と決定します。

議案第42号 平成26年度津市一般会計補正予算（第6号）＜教委所管分＞について

議案第42号 非公開で開催

議案第42号 原案可決

議案第43号 平成27年度小中学校教職員人事異動基本方針について

議案第43号 非公開で開催

議案第43号 原案可決

議案第44号 津市立幼稚園保育料徴収条例の全部の改正について

議案第44号 非公開で開催

議案第44号 原案可決

議案第45号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について

議案第45号 非公開で開催

議案第45号 原案可決

石井委員長 それでは、議案第42号 平成26年津市一般会計補正予算（第6号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。

教育事務調整担当参事

教育事務調整担当参事 議案第42号 平成26年度津市一般会計補正予算（第6号）＜教委所管分＞について説明させていただきます。資料1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千601万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を106億9,314万3千円としようとするものでございます。5ページをお願いいたします。歳出 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2目 事務局費については、4千614万9千円の減額計上で、一般職 給与費の実績見込みによるものです。次に第4目 教育研究所費は、一般職給与費の実績見込みによるものです。続きまして、第5目 給食センター費は、一般職給与費 331万8千円の減額計上で、6ページにかけまして、一般職給与費の実績見込みによる減額でございます。続きまして、第2項 小学校費 第1目 学校管理費は、2,539万8千円の減額計上で、一般職給与費 3,299万5千円の減額は、一般職給与費の実績給付によるものです。学校管理運営事業 759万7千円の計上は、電力料金の改定等に伴います光熱水費の増でございます。次に、第2目 教育振興費は、就学援助事業299万2千円の計上で、就学援助認定者数の実績見込みの増でございます。7ページをお願いします。第3項 中学校費、第1目 学校管理費は610万8千円の減額で、一般職給与費 1,066万6千円の減額は、一般職給与費の実績見込みによるものです。学校管理運営事業 455万8千円の計上は、電力料金の改定等に伴う光熱水費の増でございます。続きまして、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費は、3,861万円の計上で、一般職給与費 2,740万2千円の減額は、一般職給与費の実績見込みによるものでございます。幼稚園管理運営事業 169万6千円の計上は、電力料金の改定等に伴う光熱水費の増でございます。私立幼稚園援助事業 6,431万6千円の計上は、8ページにかけまして、補助単価改訂による私立幼稚園就園奨励費補助金実績見込みによる増でございます。続きまして、第5項 社会教育費、第1目 社会教育総務費は、619万6千円の計上で、一般職給与費 1,109万2千円の減額は一般職給与費実績見込みによるものです。放課後児童健全育成事業 1,728万8千円の計上は、国の補助要綱の改訂に伴う放課後児童クラブ運営補助金の増及び過年度実績に基づく県支出金返還金でございます。次に第3目 公民館費は一般職給与費 148万9千円の計上で一般職給与費の実績見込みによる計上でございます。続きまして、第4目 図書館費は、一般職給与費 1,593万4千円の計上で、9ページにかけまして、一般職給与費の実績見込みによる増額でございます。以上で説明を終わら

させていただきます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。御質問等はございませんか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第42号 平成26年度津市一般会計補正予算（第6号）〈教委所管分〉について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 御異議なきようですので、議案第42号 平成26年度津市一般会計補正予算（第6号）〈教委所管分〉について、原案どおり承認します。

それでは次に、議案第43号 平成27年度小中学校教職員人事異動基本方針について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

【非公開】

学校教育課長 説明

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。御質問等はございませんか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第43号 平成27年度小中学校教職員人事異動基本方針について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 御異議なきようですので、議案第43号 平成27年度小中学校教職員人事異動基本方針について、原案どおり承認します。

それでは次に、議案第44号 津市立幼稚園保育料徴収条例の全部の改正について、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課長 議案第44号 津市立幼稚園保育料徴収条例の全部の改正について、説明させていただきます。「参考」というところを御覧いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。この改正の理由でございますが、これまでの幼稚園の保育料については、同条例において一律の金額で定めていたものを、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、利用者負担額として世帯の所得の状況等、これは市民税に依拠していることですが、世帯の所得の状況等を勘案して徴収するということから、所要の改訂を行うということでございます。2番の改正内容でございますが、(1)の題名の改正でございます。今まで現行は、「津市立幼稚園保育料徴収条例」というふうになっていたものを、「津市立幼稚園の利用者負担額に関する条例」というふうなことで、改訂をさせていただきたいと思っております。(2)利用者負担額につきましては、まず、アでございますが、まず、市長は、本市の設置する幼稚園において教育を受けた幼児の支給認定保護者から、政令で定める額を限度として規則で定める額を徴収する。政令で定める額は今、仮単価としては出ておりますけれども、まだ正式には出ておりませんのでそれが出次第ということになります。それを規則で定める額ということで、徴収するということとなります。次にイでございます。市長は、本市の設置する幼稚園において教育を受けた幼児の支給認定保護者から、当該支給認定を行った市町村の定める額を徴収する。ウ上記ア及びイの規定による徴収は、毎月15日までとする。エ津市立幼稚園に学籍のある幼児で、預かり保育を受けたものの保護者からは、上記ア及びイの額その他、市長が別に定める額、これもまた規則ということになると思っておりますが、額を徴収するというところでございます。でまた、その他所要の改正ということで、この条例を実施するに当たってのその他いろんな問題については、市長が定めるということで条例の第4条には定められております。以上です。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。御質問等はございませんか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第44号 津市立幼稚園保育料徴収条例の全部の改正について原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 御異議なきようですので、議案第44号 津市立幼稚園保育料徴収条例の全部の改正について、原案どおり承認にします。

次に、議案第45号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課公民館事業担当副参事

生涯学習課公民館事業担当副参事 議案第45号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、御説明申し上げます。資料の参考の方を御覧いただきたいと思っております。改正の理由でございますが、津市元取公民館に多目的ホールを整備することから、条文の整理を行おうとするものでございます。2の改正の内容でございますが、施設使用料の設定でございます。多目的ホールの施設使用料につきましては、白山地域の各公民館の使用料を参考に午前9時から正午まで3,000円、午後1時から午後5時まで3,000円、午後6時から午後10時まで3,500円に設定をいたしまして、別表中の津市元取公民館に係る部分を改めようとするものでございます。施行につきましては、平成27年1月1日としております。以上で説明を終わります。よろしく御審査の程お願いします。

石井委員長 ありがとうございます。説明は以上です。御質問等はございませんか。

庄山委員

庄山委員 今、お聞きいたしましたのは、白山町の各公民館の使用料を参考に設定していただいたということですね。

生涯学習課公民館事業担当副参事 はい、そうです。

庄山委員 ですから、ここが突出したり、非常に不足していたりということはありませんのですね。

生涯学習課公民館事業担当副参事 そうですね。全体の多目的ホールを参考にしまして、その値的なバランスも含めて、検討した金額でございます。

庄山委員 午前9時から正午までと午後と同料金というのは、今まで他の公民館がどんなふうになっているのか、夜だけは私も使わせていただいたことがあるんですけど、高齢の方が使われて老人会等に使われるのかなと思ひながら、妥当な

線であれば。

生涯学習課公民館事業担当副参事 はい。

庄山委員 金額的にはよくわかりませんが。

教育長 新しい施設をつくった時は本当は、建設費から割り出すという方法がありまして、同じようなサイズでも新築の施設は非常に高額になる部分が一般的なんですが、非常に地域性の話もありますので、その辺は建築費から算出せずに、周りの面積割のバランスを考慮してという形で、そういう意味では、サイズが違いますので、金額が若干違うことにはなりますが、同じようなやり方の中で決めさせてもらいました。

庄山委員 御理解していただけるということですね。

石井委員長 ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

松本委員

松本委員 料金のことで聞きたいんですけれども、時間の設定で、この公民館に限らないんですけれども、時間の設定がそれぞれ1時間ずつ空いているんですけれども、それぞれの部分をまたがって使用するということはできないのでしょうか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 基本的に、一応午前9時から正午までということで、少なくとも12時半くらいまでには片付けて使用を終えていただくという形の中で、皆さん御理解をいただいておりますので、その間、部屋の交換というか交代ができるというふうなことでなっておりますので。

松本委員 朝から夕方まで使えるということに。それだったら、両方代金を払えばいいということですか。

生涯学習課公民館事業担当副参事 そういことです。

石井委員長 他によろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 それでは、議案第45号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

石井委員長 御異議なきようですので、議案第45号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について、原案どおり承認します。